

議案第7号

令和5年度大瀬古新田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大瀬古新田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 事 業 費	1 区 画 整 理 費	街路築造及び舗装新設工事費	千円 20,108
2 事 業 費	1 区 画 整 理 費	排水施設築造工事費	70,030
2 事 業 費	1 区 画 整 理 費	工作物移転補償費	4,800